

平成 2 9 年 6 月 1 5 日

喜多方市議会議長 佐 藤 一 栄 殿

提出者 渡 部 一 樹

賛成者 遠 藤 吉 正

〃 田 中 和加子

〃 小 島 雄 一

〃 江 花 圭 司

〃 齋 藤 仁 一

〃 遠 藤 金 美

〃 大川原 謙 一

〃 山 口 和 男

議会案第 6 号 地方バス補助の上限引き下げに反対する意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

地方バス補助の上限引き下げに反対する意見書

国土交通省は、一定の運行回数や輸送実績があり、複数の市町村を走る路線を支援する「地域間幹線系統確保維持費」について、現在、運行経費の４５％を上限に国と地元自治体が２分の１ずつ支援しているが、この上限を４０％に引き下げる案を検討している。そして、収益性の高い路線運営の推進や補助金依存からの脱却を促すため、上限引き下げによる補助金の余剰分を利用促進に取り組み増収となった事業者に対し、補助額の増額などの支援をする仕組みにするとされている。

しかし、人口減少に伴い利用者が減少する中で、増収や収益改善は困難であり、結果として国の補助が減れば、事業者や市町村の負担が増えることとなる。補助の割合が高い事業者にとって大きな影響を及ぼすことは必至であり、また、国と同様に財政状況が厳しい各自治体においてもその肩代わりをすることとなり、地元負担の増加が懸念される。

乗客の少ない赤字路線であっても、利用する高齢者や学生を初め交通弱者にとっては、なくてはならない生活の足となっている。地方バスへの補助の最大の目的は、住民の生活を守ることであり、平成１４年に乗合バスの規制緩和がされてからも、従前の路線が一定程度維持・確保されてきたことについては、この補助制度の存在が大きいと言える。

安易な補助の引き下げは、路線の縮小や撤退が進行するとともに、地方の公共交通の維持・確保に重大な影響を生じさせ、さらに、交通政策基本法第１６条以降の「日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保その他必要な施策並びに高齢者、障害者及び妊産婦その他の者が円滑に移動するための施策などの国民の日常生活又は社会生活における交通に対する基本的な需要が適切に充足されるようにするために必要な施策を講ずる」とする同法の趣旨に相違することになりかねない。あわせて、地方の疲弊を助長し、「地方創生」に逆行することが懸念される。

よって、本市議会は、国及び政府関係機関に対し、下記事項について強く要望する。

記

- 1 交通弱者の生活の足を奪い、地域の切り捨てにつながりかねない地方バス補助の上限引き下げを行わないこと。
- 2 交通政策基本法第１３条「政府は、交通に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない」とする趣旨を踏まえ、地域公共交通の維持・確保のための予算の

充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月15日

喜多方市議会議長 佐藤 一 栄

【意見書提出先】

内閣総理大臣	安倍	晋三	殿
内閣官房長官	菅	義偉	殿
国土交通大臣	石井	啓一	殿
財務大臣	麻生	太郎	殿
衆議院議長	大島	理森	殿
参議院議長	伊達	忠一	殿